

併

。第二項 滋内等事六十名（五十名）以上の請求ありたるときは

。第一項 滋内大會（滋内縣會）が必要に認めるときは（以下舊縣條

第三十一條を以て之に代りて）

。第六條 本條の最重要且つ緊急なる裁判問題に關する事項

。第五條 本條の第六條を以て之を以て之の事項を以て）

。第四條 本條の第六條を以て之を以て之の事項を以て）

。第三條 本條の第六條を以て之を以て之の事項を以て）

和國商人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所

第三十二條を左の如く改む

。六十名（四十名）以上の評議員によつて評議員會開催の要求ありたる時は……（以下舊規約と同じ）

。第四項 評議員會は六十名（四十名）以上の出席者及委任表決者に依つて成立す。委任表決者は出席者と見做す。但し實際の出席者三十名（二十名）以上ある事を要す

（第三十四條を削除し、舊第三十五條を新第三十四條とし以下條號を繰り上げ）